



平成 22 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 フマキラー株式会社
代表者名 代表取締役社長 大下 一明
(コード番号 4998 東証第 2 部)
問合せ先 取締役管理本部長 小谷 眞弘
(TEL 0829 - 55 - 2112)

和解による仮処分申立事件の解決について

東京地方裁判所において、当社がアース製薬株式会社（以下「アース製薬」といいます。）に対して申し立てておりました仮処分申立事件につき、本日、裁判上の和解（以下「本和解」といいます。）が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

1. 訴訟提起から和解に至るまでの経緯

当社は、アース製薬に対して、平成 21 年 7 月 17 日に、アース製薬が製造・販売する携帯型電池式虫よけ器「おそとでノーマット V130」が、当社の製造販売する携帯型電池式蚊取り器「どこでもベープ No.1 NEO」と極めて類似した商品であること等を理由として、不正競争防止法に基づき、「おそとでノーマット V130」の製造、販売等の差止めを求めて、東京地方裁判所に対して仮処分命令の申立てをし、本日まで手続を進めて参りました。

このたび裁判所より和解の勧告を受け、以下の本和解の内容が履行されることにより当社製品である「どこでもベープ No.1 NEO」とアース製薬の「おそとでノーマット V130」とがお客様から識別でき、両商品を誤認混同して購入される事態を回避することが期待できること、知的財産権に関連する一連の訴訟を通じて当社の知的財産に関する姿勢が認められたこと、紛争の長期化による影響等を考慮した結果、当社はアース製薬と和解し、上記仮処分申立事件を終結させることとなりました。

2. 本和解の内容

本和解は、アース製薬の携帯型電池式虫よけ器と当社の携帯型電池式蚊取り器のパッケージを変更することを主な内容とするものであります。当社といたしましては、本和解により、お客様が当社製品とアース製薬の製品とを誤認混同されることを回避できると考えており、本和解に満足しております。

3. 業績に与える影響

本件による今期の業績に与える影響はございません。

以 上